



輪之内町から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、次のものを添えて、新住所地の市区町村役場で転入の手続きを行ってください。

【転入届に必要なもの】 ○転出証明書 ○印鑑 ○本人確認書類（運転免許証等）
○マイナンバーカード（お持ちの方）

【下記に該当する方は、それぞれ手続きが必要です】

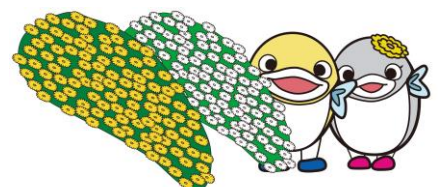
対象者	輪之内町での手続き	転出先での手続き
印鑑登録証・住民基本台帳カードをお持ちの方	転出(予定)日をもって登録がなくなります。登録証は <u>住民環境課</u> へお返してください。	必要な方は改めて登録の手続きを行ってください。
国民健康保険に加入している方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。被保険者証は <u>住民環境課</u> へお返してください。	改めて加入の手続きを行ってください。
国民年金に加入又は受給されている方	手続きは必要ありません。	国民年金手帳（受給者は年金証書）を持参して住所変更の手続きを行ってください。
犬を連れて転出される方	手続きは必要ありません。	登録変更の手続きを行ってください。
後期高齢者医療に加入している方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。被保険者証等を持って <u>福祉介護課</u> へお越しください。	加入の手続きを行ってください。
乳幼児・重度障害者・母子家庭等福祉医療受給者証をお持ちの方	転出(予定)日をもって資格が喪失します。医療受給者証を <u>福祉介護課</u> へお返してください。	重度障害者・母子家庭福祉医療受給者の方は、所得課税証明書が必要になる可能性がありますので、新住所地にお問い合わせください。
児童手当を受けている方	<u>健康こども課</u> で児童手当消滅届を提出してください。	銀行通帳・健康保険被保険者証を持参して手続きを行ってください。
介護保険の被保険者の方	転出(予定)日の翌日に資格が喪失します。 <u>福祉介護課</u> へ保険証をお返してください。要介護認定の申請中又は認定を受けている方は、 <u>福祉介護課</u> で <u>介護保険受給資格証明書</u> をお取りください。	要介護認定の申請中又は認定を受けている方は、左記の証明書を持参して手続きを行ってください。
身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳を持参して、 <u>福祉介護課</u> へお越し下さい。	手帳を持参して住所変更の手続きを行ってください。
公立小・中学校に在学している児童生徒	現在通学している小・中学校で「在学証明書」を受け取ってください。	新住所地にお問い合わせください。
戸別受信機をお持ちの方	<u>総務危機管理課</u> へお返してください。	

※上下水道の休止・変更は建設課で手続きが必要です。

※転出証明書に記載してある「転出予定日」や「転出先」を変更された場合でも、この転出証明書で転入手続きを行ってください。

※転出をやめるときは、転出証明書、印鑑、届出人の本人確認書類（運転免許証等）を持参し、住民環境課で転出取消の届出を行ってください。

その他ご不明な点は、各課窓口でお尋ねください。
〒503-0292 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530-1
輪之内町役場 TEL(0584)69-3111



輪之内町から転出される方へ！ 税金の納め忘れはありませんか？

《住民税》

◆住民税は、転出された方でも、その年の1月1日現在の住所地に納付していただくことになります。

もちろん、その年度分は（転出先の市町村から）2重に課税されることはありません。

《軽自動車税》

◆軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に対して課税されます。

廃車、住所変更等の手続きをされませんと、翌年度以降も当町より課税されますのでご注意ください。

《国民健康保険税》

◆転出の届により、税額変更通知書を送付しますので必ずご確認ください。

《固定資産税》

◆固定資産税は、その年の1月1日現在に、土地・家屋・償却資産を所有している人に、その固定資産が所在する住所地に納めて頂いただく税金です。

《納税一般》

◆税金を納め忘れの方は早急にお支払いください。なお、全額納付が困難な場合は必ず納税相談にご来庁下さい。

納税がみられない場合は、他の納税者との公平性を保つためにも滞納処分（差押）をすることになりますので、ご注意ください。